

政策調整会議の取組について

1 会議の概要

(1) 経緯

H20に「岩手県分権推進会議(座長：知事)」において、県と市町村の二重行政解消等のために政策調整会議を設置することが了承された。

(2) 名称

「県南広域振興局・奥州市・金ヶ崎町政策調整会議」
(H21は、効率的な検討手法を探るためモデル設置とした。)

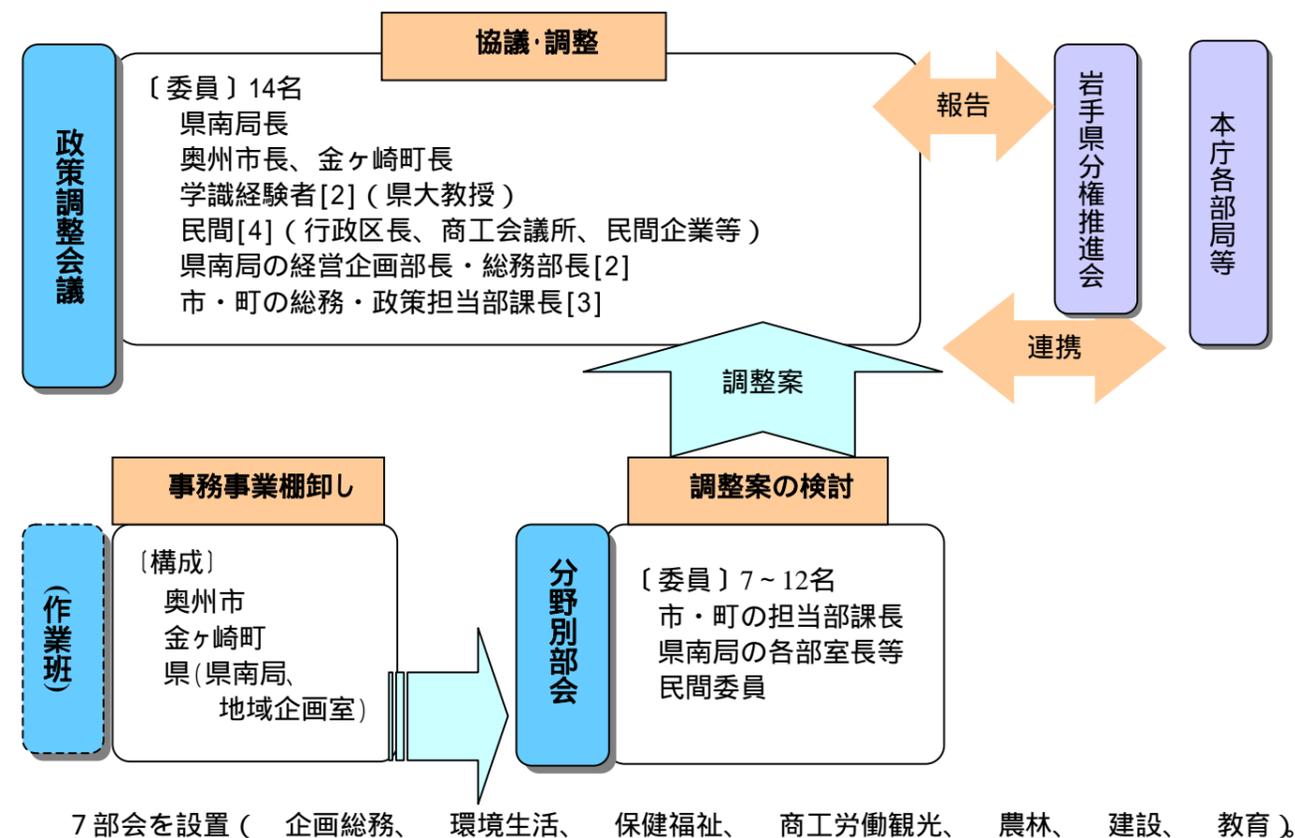
(3) 目的

地域における政策を総合的かつ効率的に推進する。

(4) 所掌事項 (今年度のモデル会議での検討事項)

市町と県の二重行政の解消・防止
市町と県の連携・協働
市町と県の施策の立案・調整
権限移譲の推進
地域課題に関する事項

(5) 実施体制



2 成果と課題

(1) 成果

全国的にも先進的な取組として、モデル市町と県の全予算事業を対象として、類似の事務事業を突合し、二重行政の実態を初めて明らかにしたこと。

各部会において、主要な課題や論点等を議論して整理し、「二重行政と思われる事務事業の個票」を作成したこと。

県南局管内において実施可能な4件については早急に取り組み、また、県南局のH22予算編成等において住民視点、現場視点のスタンスが活かされたこと。

(2) 課題

モデル以外の市町村の意見も聴きながら、解決に向けて、更に議論を深めていく必要があること。

多様な類型の二重行政が生じており、検討作業の効率化が求められること。

ゼロ予算事業や許認可事務について未検討であること。

3 平成22年度の取組(案)

(1) 政策調整会議を4広域振興局に拡大して、それぞれ設置する。

(2) 7つの行政分野について、4広域振興局で分担して、二重行政の解消方策や、県と市町村の役割分担などの検討を効率的に進める(各局が1~2分野を担当)。

(3) 検討に当たっては、平成21年度の成果である事務事業の一覧や、論点整理した個票を活用する。

4 本庁各部署との連携

(1) 各広域振興局からの本庁事業の内容照会に対する回答や資料提供

(2) 各広域振興局から要請があった場合の政策調整会議への出席 など

5 「いわて県民計画」との関係

(1) 「いわて県民計画」(平成21年12月策定)において、政策調整会議は、改革編の「改革4 県と市町村の役割分担の再構築」に位置付けられたこと。

(2) 計画の長期ビジョンに掲げる「地域経営」の視点からも、県と市町村の二重行政による非効率の解消や、連携協働の方策の検討は、重要と考えられること。

(3) 改革編の「改革1 組織パフォーマンスの向上(業務プロセスの改善)」、「改革2 行財政構造の徹底した簡素・効率化」の視点にも資すること。

(参考)作業フローと具体的な成果

1 事務事業の棚卸し(7月～9月 作業班)

基礎データの収集
 延べ3,600事業 (内訳) 県1,727事業、市1,158事業、町715事業

市町・県の事務事業の突合(事務事業一覧の作成)
 本作業と併せて、市町において、本来望ましい役割分担について廃止、民間実施を含めた仕分けも実施

二重行政と考えられる事務事業の抽出
 事務事業一覧表をもとに、次の類型に基づき二重行政と考えられる事務を抽出

(参考)市町村と県との役割分担の類型
 重複型 分担型 重層型 関与型 県のみ 市町村のみ その他 内部管理等

2 調整案の検討(9～10月、部会 1～2回開催)

二重行政と考えられる事務事業の選定 182件(885事業)
 のうち非効率等と考えられる事務事業の選定 36件(402事業)

(部会別内訳)

部会名	二重行政	非効率等	部会名	二重行政	非効率等
企画総務	44	12	農林	47	5
環境生活	9	1	建設	20	6
保健福祉	38	6	教育	14	4
商工労働観光	10	2	(計)	182	36

調整案のとりまとめ
 非効率等と考えられる項目の改善策、本来望ましい役割分担を実現していく上での課題の解決策をとりまとめ

3 協議・調整(10～1月、政策調整会議 3回開催) この間、必要に応じて部会で再検討等

政策調整会議において、上記36件につき、各部会から調整案を報告のうえ、取組の方向性を協議・決定

(内訳)

取組区分		件数
早急に実現を目指すべき (県南局管内のみで取組可能)	ア 直ちに実施	2(0)
	イ 県南局管内においてモデル的に先行実施	2(0)
早期の実現に向けて取り組むべき (全県で検討する必要がある等)	ア 政策調整会議で引き続き全県検討	26(10)
	イ 関係部局へ改善提案	1(0)
	ウ 制度改正の国等への提言	1(0)
	エ 他の機関で検討	0(1)
さらに議論を深めるべき(慎重に議論すべき)		4(0)
その他(検討不要・打切り等)		0(0)
計		36(11)

注：1件の中に複数の課題があったものについて、
 ・そのうち主たるものの1つを件数として計上
 ・残りの課題について括弧内に外数として記載
 よって、件数36に括弧11を加えると、47(項目数)となる。

6 検討結果(二重行政の解消・防止 とりまとめ一覧表)

事業名	部会	本庁・出先	類型	課題区分	課題の概要	政策調整会議での検討結果(改善策等)
1 学校基本調査	企画総務	本庁	(その他)	非効率	国の制度により定められた県から市町村、市町村から市町村教委までの調査プロセスが非効率である[町]	県から市町村教委に直接照会、又は県教委調査済の内容を知事が活用できるよう手続きの改正を求める意見が多数であったが、学校基本調査は市町村立(公立)、私立を含めた全国全ての学校を対象とした調査であることから、全体としてより合理的な役割分担について引き続き検討する必要があるとされた。
2 NPO協働推進	企画総務	本庁	(重複)	非効率	県と市町村による各種調査、アンケートが重複して実施している[市]	重複が生じないように事務改善する。
				役割分担	市町村に権限移譲した認証事務に関して県への進達事務がある[部会]	改善に向けて引き続き検討
3 コミュニティ振興	企画総務	出先	(重複)	役割分担	県の企画事業であっても結果的に市町村がかかわらなければならない[市]	地域づくりは市町村が担い、広域局は市町村の支援を行うのが適当。
				役割分担	同じ地域に県と市町がそれぞれの助成を実施する可能性がある[県]	助成事業の実施にあたっては、調整が必要。草の根コミュニティ大学については、市町によってコミュニティ対策事業の内容が異なっていることから、市町の要望に応じて事業実施地域を選定するのが望ましい。
4 自衛官募集事務	企画総務	本庁	(その他)	非効率	募集事務に係る国から市町村への委託金は、少額で費用対効果は望めない[市・町]	市町が行っている事務のうち広報宣伝に係るものについては、委託金が少額で効率的な執行ができず、国が実施するのが望ましいと意見があった。(なお、県が行っている広報宣伝は、別の事務である。)
5 世界遺産登録推進	企画総務	本庁・出先	(その他)	非効率	世界遺産登録事務について、県・関係市町が密接に連携し、効果的に成果を上げているとは言い難い[市]	非効率ではなく、追加登録を目指すうえで、より強固な連携を図りたいという意味であることが確認された。新たな組織ということではなく、既存の組織・枠組みの中で、県、関係市町が一層連携を強化していく
6 経済統計調査費(経済センサス試験調査等)	企画総務	本庁	(その他)	非効率	市町村の統計調査員への説明会を行う事務が負担である[町]	調査員は全県で多数であるため、きめ細やかな説明が十分にできないことから、現在の役割分担の中で実施することが適当とされた。なお、調査事務に係る事務費は交付金で措置されているが、正職員の人件費は十分な措置がなされておらず、必要額を措置するよう国に要望することとされた。
7 経済統計調査費(工業統計調査)	企画総務	本庁	(その他)	非効率		
8 生活統計調査費(住宅・土地統計調査)	企画総務	本庁	(その他)	非効率		
9 総合交通対策	企画総務	本庁・出先	(その他)	非効率	導入・維持コストが大きいと、市町村単位による実施では地域格差が大きい[町]	地域公共交通の維持についての最低限必要な財源確保の問題であり、県、市町が相互に補完しあいながら推進すべきであることが確認された。
10 移動通信用鉄塔施設整備	企画総務	本庁	(その他)	役割分担	事業主体は市町村であるが、整備した施設の運用は通信事業者が行っている。補助申請も市 県、国 の2段階となっており、事務が非効率となっている。[市]	国が責任を持ってやるべき問題であり、望ましいスキームは、国直轄事業又は国から通信事業者への直接補助である。
11 携帯電話エリア拡大推進事業	企画総務	本庁	(その他)	役割分担	当初は国庫補助事業によってもエリア化が見込めない地域における移動通信用鉄塔施設の整備を促進するため創設されたものであり、国庫補助スキームから外れたもの(想定利用者200人以下)を対象としているが、国庫補助スキームが改められ、特にこの事業を選択する意味はない。[市]	
12 私立学校運営補助	企画総務	本庁	(重複)	非効率	県と市において、ほぼ同様の補助交付手続きを行っている[市]	私学の振興ないし保護者の経済的負担の軽減を図るための補助であり、現状どおりが望ましい。
13 有害鳥獣捕獲等事務	環境生活	出先	(関与)	役割分担	市町村に権限がないため、住民からのクマの駆除要望への迅速な対応が困難であり、市町への委譲が望ましい[町]	ツキノワグマは希少野生動物で、頭数をコントロールしており、許可権限については、引き続き県が担う必要がある。当面は、緊急時の口頭許可や、限定的ではあるが市町長の判断で捕獲できる場合があるので、その範囲で対応することとし、調整会議の議論を踏まえ、奥州市、金ケ崎町と協議し、ツキノワグマ被害対策連絡会議(仮称)を設置するなど、情報交換、被害発生時の連携を一層強化することとする。

平成22年度以降における取組の方向性	備考
ウ国へ提言	国へ提言する方向で本庁(調査統計課)に提案
イ改善提案	本庁(NPO・文化国際課)に改善提案
ア全県検討	
ア全県検討	
イ.モデル的に先行実施	助成対象の選定にあたって情報共有
ア全県検討	
ア直ちに実施	既存の組織内で一層の連携を図る。
ア全県検討	
ア全県検討	
ア全県検討	
ア全県検討	地域交通の確保のための県と市町村の役割分担のあり方を踏まえ検討
ア全県検討	国と県の、それぞれの補助制度の関係、あり方について検討
ア全県検討	
ア全県検討	
ア直ちに実施	奥州市、金ケ崎町との間に、直ちに連絡調整会議を開催し、具体的な対応策を協議。
ア全県検討	許可権限の市町村への移譲の適否について、引き続き、検討。

	事業名	部会	本庁・出先	類型	課題区分	課題の概要	政策調整会議での検討結果(改善策等)
14	人権啓発活動	保健福祉	本庁	(重層) (その他)	役割分担	国が策定した計画を市町村に委託して実施しているが、国が担うべき[市・町]	計画を策定した国が行うことが効率的
15	民生児童委員活動	保健福祉	本庁	(分担)	非効率	委嘱事務については、市町村に設置した民生委員推薦会が推薦 県社会福祉審議会の意見を聴いて県知事が推薦 厚生労働大臣が委嘱 委嘱状は国から県に送付 県から市町村へ送付となり、委嘱状交付までに時間がかかっている[市・町]	民生委員定数(配置要望数)の市町と国との乖離、県を経由することによる委嘱状交付の非効率(時間がかかる)による非効率があるとされ、民生委員を県の特別職から市町の特別職とし、市町が国に直接申請等を行う(当該事務から県の関与を外す)のが本来の望ましい役割分担であるとされた。なお、望ましい役割分担の実現には、民生委員法及び児童福祉法の改正が必要であることが確認された。
16	国民健康保険関係	保健福祉	出先	(分担)	非効率	個々の市町村の運営により、近隣市町村間でも保険料の格差が生じる。市町村規模の大小にかかわらず、システム・運営体制整備が必要である。[町]	公的医療保険制度の一元化や都道府県単位の広域化等の意見はあったが、給付と負担、安定的な保険財政運営などは制度設計の問題であり、望ましい役割分担もその中で議論すべき。
17	介護保険関係	保健福祉	出先	(分担)	非効率		
18	生活保護	保健福祉	出先	(分担)	役割分担	平成2年の福祉8法改正以降、福祉サービスは市町村に一元化されており、生活保護事務が他の福祉関係法との関係性のうえに実施されることを鑑みれば、(市)町で実施すべき。[部会]	町村も市同様事業の実施主体となる。(県の関与を外す。)
19	家庭児童相談	保健福祉	出先	(分担)	役割分担	福祉事務所事業として国の要綱により、市及び県により実施されている。児童福祉法の改正により相談業務は市町村とされているが、県に相談室を設置していることは実態にそぐわないので、(市)町で実施すべき。[部会]	町村も市同様家庭児童相談室を設置する。(県は家庭児童相談室を設置せず、専門的相談、支援等を児童相談所により担う。) 国の設置要綱改正(町村においても市同様に設置すること。)・設置要綱改正に合わせて国において必要な財源を措置すること。
20	中小企業支援(貸付融資制度)	商工労働観光	本庁	(重複)	非効率	県及び市の行う貸付等につき窓口が複数ある	(両論併記) ・県が低利融資、市町が利子補給と役割分担するのが望ましい[県・町] ・県と市町村が応分の負担で預託金を形成し、制度の統合を図るべき[市] ・利用する側から見ると制度の選択があっても良い[民間委員] 県が低利融資、市町が利子補給と役割分担することが望ましいとの意見が多く出された。また、県と市町村が応分の負担で預託金を形成し制度の統合を図るべきとの意見に対しては、十分な検証が必要との意見があったほか、制度の統合を図る場合においても、利用者の選択肢が確保される必要があるとされた。
21	観光宣伝	商工労働観光	本庁・出先	(重複)	非効率	必ずしも連携がなされずにそれぞれでパンフレットが作成されている、情報収集等が二重になっている	役割分担の見直しではなく、県のパンフレットに市町の情報を入れる場合より情報交換を密にする、市町のイベント等の情報収集を行いHPで紹介する等の連携強化を進める方向での解決が望ましいとされた。
22	内水面漁業振興	農林	本庁	(分担)	非効率	小型定置網及び刺し網による採捕許可は県が権限を有しているが、奥州市では申請者からの申請をとりまとめ県に送付するとともに、県からの許可書を申請者に送付する事務を行っている。規則では、市が申請者の適格性を判断等のうえ意見書を付すこととされているが、許可の対象は採捕実績者又は事業継承者に限る(新規参入は認められていない)ため、審査自体が形骸化しており、結果的に市の事務分が非効率[市]	県が事務を実施した場合、審査の必要性が生じた際に別途市に意見照会をすることで申請者の実態が確認できること、県南局で処理をすることで住民の利便性は低下しないことから、市の事務を省略し、県と申請者間で直接、申請から許可書の交付事務をすることが望ましいとした。
23	森林整備(間伐)	農林	出先	(その他)	非効率	民有林の間伐に関する交付事務については、事業主体が市となっているが、市は実質的にトンネル的役割(県市 地域けん引型経営体等)となっているので、直接県からの交付が望ましい[市]	・同左[市] ・市町では民有林を含め地域の実情を把握する必要があること、平成21年度以降は市町が策定した計画箇所が採択要件となっていることから、現行どおり[県]
24	防災ダム管理	農林	出先	(その他)	非効率	県営衣川ダムの管理を奥州市が受託しているが、管理にあたっては、ダム管理主任技術者の資格が必要であり、市町村においては資格者及び管理水準の確保など困難[市]	地域防災の観点から管理を市に委託しているもので、非効率は生じていないとされた。 なお、県の直接管理も含めたダム管理のあり方について、今後検討する必要がある。

平成22年度以降における取組の方向性		備考
ア全県検討		
ア全県検討		
さらに議論	国の制度改正の動向や、国保の広域化の支援の動きなども踏まえながら検討。	
さらに議論		
さらに議論	小規模町村の規模体制も踏まえて検討	
ア全県検討		
ア全県検討	部会での多様な意見を踏まえ検討	
イ.モデル的に先行実施 エ.他の機関で検討	パンフレット等資材の作成にあたって情報共有 本庁事業分は、他圏域の意見を踏まえ本庁で検討	連携・協働
ア全県検討		
ア全県検討		
ア全県検討	委託内容について、次回の契約締結の際に検討(県と奥州市の間の個別契約)。	

	事業名	部会	本庁・出先	類型	課題区分	課題の概要	政策調整会議での検討結果(改善策等)
25	乳用牛群検定	農林	出先	(その他)	非効率	市町村は事業主体から県への申請、県から事業主体への承認、交付等の「経由機関」となっており、事務的に非効率[町]	当事業は、市町村が策定する計画に基づいて実施するものであり、地域の酪農振興に向け地域の実情に応じて実施するものであることから、非効率はないとされた。 なお、県は、補助金交付申請等に関する業務の簡素化について、今後検討を進める必要がある。
26	松くい虫等防除	農林	出先	(その他)	非効率	補助事業実施に要する松くい虫被害状況の調査は、県が委託している松くい虫監視員の情報をもとに事業推進することで事業の効率化が図られる[町]	同監視員は町全体の被害状況を把握しているわけではなく、町としても監視員情報以外の被害状況把握が必要であることから、現在の業務で非効率はないとされた。 なお、事務の効率化を図るため、被害状況の調査・監視のルール作りについて、今後、協議調整する必要がある。
27	公営住宅(建設、管理)	建設	出先	(分担)	役割分担	市民生活、市民サービスに直結するような業務は、力量が伴えば市町村の業務とすることが望ましい。[市] 市町村が供給する公営住宅だけで住民の需要を満たすことができない状況にあるため、現状で支障がなく、適切に役割分担がなされている。[県]	(両論併記) ・同左[市] ・住民に身近な基礎的自治体である市が担うべきであると考えてはいるが、各々の役割については時代とともに変わっていくものと捉えており、今は市町村が供給する公営住宅だけで住民の需要を満たすことができない状況にあるため、現状で支障がないことから、現行通り[県]
28	建築指導事務	建設	出先	(分担)	役割分担	住民の視点からは、県と市町がサービスの提供をしており、窓口が別々のため、利用しにくい[県]	(両論併記) ・建築確認行政は、市町村が実施すべき[県] ・現状で支障がないことから、現行どおり[市・町]
29	道路施設等維持管理	建設	出先	(分担)	役割分担	市町村合併により、1市町村で完結する(起終点及び経路が1市町村内に存する。)県道も散見される。これらの路線については、市町村が管理することが望ましい。[県]	市町村合併による市町村の広域化など社会情勢の変化による管理区分の見直しが必要である。
30	道路改良系事業等、道路改築事業等	建設	出先	(分担)	非効率	国庫補助関係の事務については、国への各種申請事務が必要なため、事務が負担となっている。[市]	願望的な提案 ・財源を国から地方に移すことにより、補助金申請等の事務が軽減される。[市・町]
					役割分担	市町村合併により、1市町村で完結する(起終点及び経路が1市町村内に存する。)県道も散見される。これらの路線については、市町村が管理することが望ましい。[県]	市町村合併による市町村の広域化など社会情勢の変化による管理区分の見直しが必要である。
31	除雪対策	建設	出先	(分担)	非効率	国・県道を介在して市道・町道が離れて存する場合などの、除雪機械の移動に要する時間のロスが考えられるが、国・県道については、通勤時間帯前の除雪を原則としており、市町村道を併せて実施することによる過重労働などの懸念がある。[県]	適切な分担がなされているため、非効率はないとされた。 なお、道路への積雪は災害の一部であり、今後除雪を請け負う業者が減少することを見据え、地域との協働での除雪を検討する必要があるとの意見があった。
					非効率	国道、県道との取合い部分の除排雪の処理の効率化[町]	
					役割分担	市町村合併により、1市町村で完結する(起終点及び経路が1市町村内に存する。)県道も散見される。これらの路線については、市町村が管理することが望ましい。[県]	市町村合併による市町村の広域化など社会情勢の変化による管理区分の見直しが必要である。
32	河川管理	建設	出先	(分担)	非効率	管理委託後の経年劣化等による維持修繕費の増大[町]	適切な分担がなされているため、非効率はないとされた。
					役割分担	一級河川管理に係る環境美化業務(ボランティア支援事業)について、県が直接、地域団体と業務を締結することが望ましい。[町]	なお、堤防の除草について、環境保護の観点から地域との協働を進める必要があるものとした。 ただし、行政が管理者の立場で管理することが前提であり、役割分担をしっかりとすること。 また、河川区域内の除草は手間もかかり、相応の技術が必要であることから、しかるべき評価をする必要がある。

平成22年度以降における取組の方向性	備考
ア全県検討	
ア全県検討	
ア全県検討	県営住宅の市町村への管理移管による、より総合的な行政サービスの実現の可能性も含め検討
さらに議論	市町村が希望すれば県から権限移譲は可能
ア全県検討	国・県・市町村を通じた社会資本の効率的な維持管理のあり方や、国の地方分権改革の議論等を踏まえて検討すべき。
ア全県検討	同上

	事業名	部会	本庁・出先	類型	課題区分	課題の概要	政策調整会議での検討結果(改善策等)
33	スポーツ振興(センター運営)	教育	本庁	(重複)	その他	(非効率等はなし。)	(付帯意見) 県が実施している市町村生涯スポーツ担当者研修会等は、他の団体(県体協等)との協働で実施したほうがよい。
34	スポーツ振興(指導者育成)	教育	本庁	(分担)	その他	(非効率等はなし。)	(付帯意見) 県が実施している生涯スポーツ指導者講習会等の開催にあたっては、例えば、実施は体協等の関係団体が役割を担うなど、他の団体(県体協、市町村体協、各競技団体等)も考慮に入れ、協働で実施したほうがよい。
35	コミュニティスクール推進等	教育	本庁	(その他)	役割分担	(非効率等はなし。)	(付帯意見) 市・町にとっては、なくてはならない事業となっていることから、今後も国・県の補助事業を継続すべき。
	放課後子ども教室	教育	本庁	(その他)	役割分担		
	学校不応適総合対策	教育	本庁	(分担)	役割分担		
	学校安全体制整備	教育	本庁	(その他)	役割分担		
36	外国語指導助手招致	教育	本庁・出先	(重複)	役割分担	(非効率等はなし。)	(付帯意見) 教育事務所に配置されているALTを市町に派遣する際には、より効率的な運用を図る。

平成22年度以降における取組の方向性		備考
ア全県検討	関係団体との協働を踏まえた上で、県と市町村の役割分担のあり方を検討	
ア全県検討	同上	
ア全県検討	県と市町村の役割分担、成果目標の設定と達成状況、県補助の終期などの視点も踏まえて検討	
ア全県検討		
ア全県検討		
ア全県検討		
ア全県検討	同上	